

令和6年度 非常用発電設備更新工事 仕様書

1. 件名 非常用発電設備更新工事

2. 概要 次に掲げる機器又は同等品の設置及び非常電源の増設 2カ所

(1) GENERAC 製 水冷式ガスエンジン発電機

型式 SG080

(2) エバラ消防ポンプ 11KWへの非常用電源の増設

(3) 厨房内へ非常用コンセントの増設又は切替

3. 設置場所 南伊豆町下賀茂 15-1

社会福祉法人南伊豆厚生会賀茂老人ホーム内

4. 工事期限 令和7年2月28日(金)

5. 工事概要

1) 一般事項

1 本工事受注者は、仕様書及び設計図書に従って施行するものであるが、これに明示していない事項でも、老人福祉施設として正常な機能を果たす為に施工上当然必要なものは受注者の責任において行わなければならない。

2 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社に対する一切の手続きを代行すると共に、密な連絡を保ちそれぞれの仕様に支障のないようにしなければならない。

3 本工事の施行に当たっては機器承認図面を提出し、監督員の承認を得るものとし、仕様の変更については監督員が認めた場合について行うことができる。

4 機器設置後、監督員立会いのもとで設備に対して総合動作試験を行うものとする。

5 本工事竣工までの機器及び材料等の保管管理の責任は受注者によるものとする。

6 本工事の施工にあたり、老人福祉施設であることの認識を持ち、十分注意を払うこと。

7 本工事の納品機器及び材料の輸送等にあたっては、防湿、防錆、火災防止等の対策を講じ、輸送中損傷のないよう十分な措置を施すものとする。

8 工事の施工にあたっては、機器類、あるいは第三者に損傷、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の負担で修理等を行うこと。

9 受注者は、工事施工にあたっては、既設設備に影響を与えないよう十分な養生を施すものとする。

10 受注者は、現場施工完了後速やかに、後片付け、清掃等を行うものとする。

11 工事にあたっては、アイドリングストップの徹底等、環境負荷の低減に努めること。

2) 更新（増設）工事

- 1 本工事は、契約書、設計書、本仕様書、関連図書等により施工する。
- 2 本工事の概要は非常用自家発電設備改修工事である。
- 3 施設を十分調査の上、施設を理解し施設の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器設置を行うこと。
- 4 本工事は、運用状態にある施設の工事であるため、十分な調査、準備をすること。
- 5 試運転に必要なものは、受注者の負担において調達するものとする。
- 6 既設発電装置の撤去と新規発電装置の設置の工事に伴い、非常用発電機能を喪失する期間を可能な限り短縮するよう、日時などを監督員とよく協議すること。
- 7 工事に伴い発生する廃棄物は、受注者が責任を持って引き取り、関係法令に基づき適正に処分を行うこと。
- 8 既設発電装置には軽油、潤滑油、冷却水が使用されています。
- 9 取替にあたっては、既設および新設の内容を十分把握して行うこと。
- 10 365日24時間稼働中の老人福祉施設であるため、工事にあたり施設の運用に支障のないように十分注意すること。
- 11 非常用発電装置は、既存の台で設置できない場合はコンクリート台の増し打ち（H=設置基準以上・更新発電装置必要面積）及び新設等を行うこと。
- 12 設置する非常用発電装置の寸法・重量及び既存コンクリート台の寸法から耐震性を確保すること
- 13 本改修工事に伴い追加する機能として、別図で示すポンプ室内併設の飲料水用の揚水ポンプについても、停電時に非常用発電機へ自動で切り替え、電源供給できるよう配線等を施工すること。また、消化ポンプと揚水ポンプを同時に稼働させてもなお供給電力量に余力があることから、厨房内へ非常用発電専用コンセントを増設して配線すること。
- 14 発電機更新に伴うケーブル線、アース線は既存の配線使用を基本とするが、本機設置に伴う導通試験等での不具合等での交換の必要や、新設を必要とする配線類や燃料供給するためのガス管新設については、受注者において措置すること。
- 15 発注者が契約するプロパンガス搬入業者は、株式会社マルキエナジーである。
- 16 非常用発電機の取替後、動作確認を行い正常に作動することを確認すること。
非常用発電機取替後、下田地区消防組合（以下「組合」という。）による立会検査を行い、検査終了後組合からの検査済証を提出すること。
- 17 その他
 - ・改修工事の施工に必要な組合検査手続き及び立会いの事前申請手続き等は受注者が行うものとする。
 - ・設置等に伴う部材、消耗品、雑材、電工労務費、機器設定費、試験調整費、申請・検査費用は、購入費の一部として積算すること。
 - ・工事後において、発注者から瑕疵がある旨の連絡を受けた場合には、別途受注者が指示

する期限までに物品の交換及び設置工事を行うこと。

- 組合による検査済み証の提出をもって工事完了とする。
- 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による工事（以下「工事」という。）を行うに当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、工事に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、当該工事に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第3条 工事の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(収集の制限)

第4条 乙は、工事を行うために個人情報を収集するときは、当該工事の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。工事を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第6条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対

し、その内容を報告しなければならない。

(複製等の禁止)

第9条 乙は、その取り扱う個人情報記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、工事を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。)を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が工事を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第11条 乙は、工事の全部又は第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、工事の全部を又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 本特記事項の適用を受けることの説明

(2) 必要かつ適切な監督

3 乙が本件工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第12条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第13条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。